

2 その他の支援策

無利子・低利融資制度(高度通信施設整備事業)の対象設備として、新たにIPv6対応のルーターが追加されました。

対象者：電気通信事業者

対象設備：電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき、高度通信施設整備事業の実施計画に従って取得等するIPv6対応のルーター

支援内容：次のとおり

融資対象	融資比率	金利
第三セクター ^注	・首都圏整備法による既成市街地、近畿圏整備法による既成都市区域及び名古屋市旧市街地 2.5%	無利子
純民間事業者	・首都圏整備法による近郊整備地帯、近畿圏整備法による近郊整備区域及び中部圏開発整備法による都市整備区域(名古屋市の旧市街地を除く) 37.5%	既存融資制度の適用金利の3/4
	・その他の地域 5.0%	

注：具体的な出資比率については、データ通信課までお問い合わせ下さい。

税制に関するお問い合わせ窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
☎(03)-5253-5853 ☎(03)-5253-5855

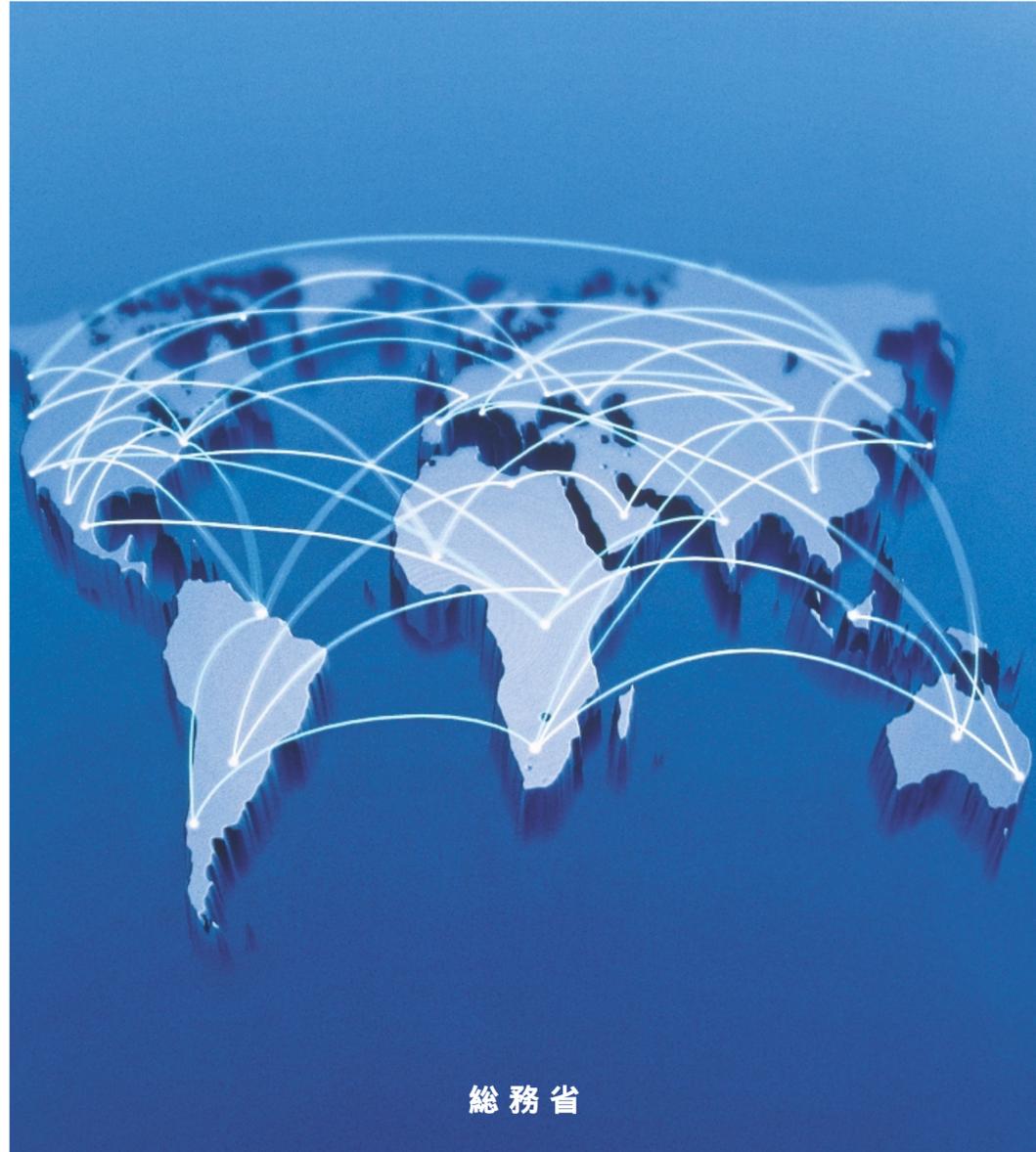
融資制度に関するお問い合わせ窓口

日本政策投資銀行 情報通信部
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-1
☎(03)-3244-1660 ☎(03)-3270-2473

沖縄振興開発金融公庫 融資第一部開発課
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル2階
☎(098)-867-6614 ☎(098)-860-1016

IPv6支援制度の概要

— 新世代通信網促進税制の拡充 —



総務省

最近のインターネットの急速な普及にともない、IPアドレスの枯渇が問題になっています。このため、現在、インターネットで広く使用されているIPv4にかわる次世代インターネットプロトコルとしてIPv6の普及促進が急務となっています。

IPv6では、従来の32ビットのIPアドレスにかわり、128ビットのアドレスを用いるため、アドレス空間が飛躍的に広がります。また、パケットの構造もより効率的な通信が行なうことが可能となり、IPアドレスの自動設定が簡単にできるほか、セキュリティ機能の基本仕様への組み込みが可能となるなどの特長もっています。

さらに、IPv6のパケットをIPv4のパケットで包むことで、同じシステムやネットワークで、2つのプロトコルを共存させることができます。このため、IPv6への漸次移行も可能です。

総務省では、これらの現状を考え、IPv6対応のルーターについて、税制支援措置等を行います。

(2) 地方税軽減の例

(例) 評価額が5,000万円のルーターを取得した場合の固定資産税(初年度の場合)

本来 : 5,000万円 × 1.4% = 700,000円
軽減後 : 5,000万円 × 3/4 × 1.4% = 525,000円
差額 : 175,000円

この差額175,000円が
減税効果となります。

本来
0.5億円

減税後
0.5億円 × 3/4

0.5億円 × 1.4% = 70万円
0.5億円 × 3/4 × 1.4% = 52.5万円

1 税制支援の概要

対象者：電気通信事業者

対象設備：電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定に基づき、高度通信施設整備事業の実施計画に従って取得等するIPv6対応のルーター

支援内容：次のとおり

	対象	税制支援措置
国税 (法人税)	事業所と加入者間を接続するもののうち、事業所側に設置するもの	特別償却率 12%
地方税 (固定資産税)	事業所間を接続するもの	取得後5年度分の固定資産税の課税標準3/4

取得期限：平成14年4月1日～平成15年3月31日

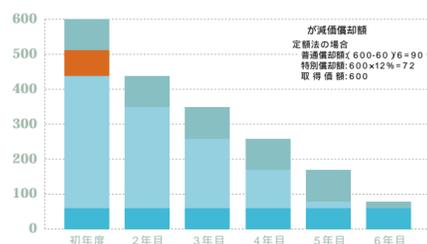
(1) 法人税軽減の例

特別償却 定額法の場合)

初年度に法定の償却限度額を超えて償却でき、設備導入時の税負担を軽減するもの。

(例) 600万円のルーターを取得した場合

取得価額 600万円
法定耐用年数 6年
残存価額 10%
特別償却 12%

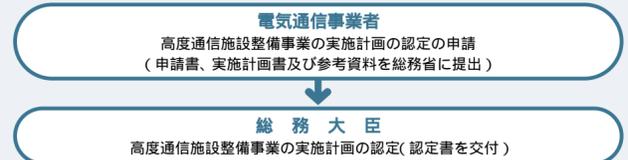


減価償却額	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	合計
普通償却の場合	90	90	90	90	90	90	540
特別償却の場合	162	90	90	90	90	18	540
差額	72	0	0	0	0	72	0
減税効果	21.6	0	0	0	0	21.6	0

1年目の減税効果：72(差額) × 30.0%(法人税率) = 21.6(6年目も同様に算出)

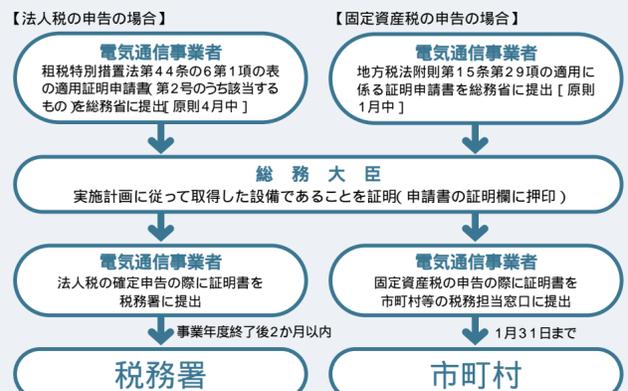
IPv6支援制度の適用を受けるための手続き

① 高度通信施設整備事業の実施計画の認定の手続き



② 税務申告の際の手続き

(申告の都度、総務大臣の証明を受けることが必要です。)



法人税・固定資産税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に税務署・市町村等の税務担当窓口と相談の上、後日、証明書を提出することとなります(税務申告は、期限までに行うことを要します)。